

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成31年度鶴田町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 101,296 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 974,251 千円

区分	事業名	平成31年度 当初予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
社会 福祉	高齢者福祉事業	506,564	45,750		1,123	77,941	381,750
	障害者福祉事業	429,042	310,794		7,156	18,836	92,256
	児童福祉事業	38,645	11,988		3	4,519	22,135
計		974,251	368,532	0	8,282	101,296	496,141